

○志免町名義後援に関する要綱

平成24年10月29日志免町告示第93号

改正

平成28年4月19日告示第54号

平成29年4月12日告示第69号

令和3年12月23日告示第139号

志免町名義後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体が実施する公共性の高い事業に対して、町が行う共催及び名義後援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 町が事業の企画又は運営に参加し、主催者としての責任並びに事務及び費用の負担を明確にした上で、次条に規定する団体等と共同して事業を実施することをいう。
- (2) 名義後援 次条に規定する団体等が第4条に規定する事業を実施する場合において、町の名義の使用を承認することにより、後援の意思を表明することをいう。この場合において、町は費用等の援助は行わない。

(対象団体)

第3条 共催又は名義後援の対象となる団体等（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他法人格を有する者で、公益的な活動を行うもの
- (3) 公共的団体又はこれらに準ずる団体（宗教団体及び政治団体を除く。）
- (4) 町民の福祉又は文化の向上、地域及び社会教育等の振興並びに町の発展に寄与しようとする団体
- (5) 前各号に掲げる団体のほか、町長が適当と認める団体

(対象事業)

第4条 共催又は名義後援の対象となる事業は、町の施策の推進に寄与すると認められる事業で、次を満たすものとする。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事等を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としないもの又はそのおそれのないもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないもの又はそのおそれのないもの
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないもの又はそのおそれのないもの
- (5) 参加者から入場料、参加料その他の費用を徴収しないもの。ただし、費用を徴収する場合であって、その目的及び額が適正かつ明確である場合、その収益を公益のために寄附する場合その他の正当な理由がある場合は、この限りでない。

- (6) 営利的意思がないと認められるもの
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体等との関係のないもの又はそのおそれのないもの
- (8) 事業の実施の確実性が客観的に認められるもの
- (9) 町の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのないもの
- (10) 町内又は隣接する地域で開催されるものであって、広く町民が参加できるもの。ただし、オンラインで開催されるものにあつては、町内に事務所等の活動拠点がある団体が実施する場合に限る。

2 前項第10号の規定は、前条第1号に規定する団体が主催するものについては、適用しない。
(共催の決定)

第5条 町長は、対象団体と十分に協議し、共催を決定するものとする。

(名義後援の申請及び承認)

第6条 名義後援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業の開催日の6月前から1月前までの間に志免町名義後援承認申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、承認することの可否を決定し、志免町名義後援承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

3 第1項の申請の窓口は、総務課とする。

(名義後援等の取消し)

第7条 町長は、名義後援を決定した事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、志免町名義後援取消通知書（様式第3号）により、名義後援の決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 事業の実施前に第4条第1項各号を満たさないと認められたとき。
- (3) 名義後援の使用にふさわしくないと認められる行為等があったとき。

2 町長は、前項の規定により名義後援を取り消したときは、当該対象団体に係る事業について、今後名義後援を行わないことができる。

3 共催の取消しについては、前2項の規定の例による。

(事業報告)

第8条 第6条第2項により決定の通知を受けた者は、事業の終了後、事業内容の分かる書類等を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月19日告示第54号）

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月12日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月23日告示第139号）

この告示は、公示の日から施行する。